

# 計画書

## 中部広域都市計画道路の変更（沖縄市決定）

都市計画道路中 3・5・沖 16 号中の町 2 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道街路との交差点の構造	
幹線街路	3・5・沖 16 号	中の町 2 号線	沖縄市上地 1 丁目	沖縄市上地 1 丁目	沖縄市上地 1 丁目	約 130m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
幹線街路	3・4・沖 15 号	上地線	沖縄市上地 1 丁目	沖縄市上地 1 丁目	沖縄市上地 1 丁目	約 140m	地表式	2 車線	16m <sup>※</sup>	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「位置、区域及び構造は計画図の表示のとおり」

### 理由

3・2・6 号胡屋泡瀬線の詳細設計の結果、3・2・6 号胡屋泡瀬線と 3・5・沖 16 号中の町 2 号線との交差点における隅切りが拡大されたことに伴い、3・5・沖 16 号中の町 2 号線の隅切り形状を変更する。

また、3・4・沖 15 号上地線と 3・5・沖 16 号中の町 2 号線との交差点において、対象車両を小型自動車から小型自動車等に変更したことに伴い、3・4・沖 15 号上地線の隅切りを拡大する。

以上のことから、3・5・沖 16 号中の町 2 号線の隅切り形状、3・4・沖 15 号上地線の隅切り形状について都市計画の変更を行うものである。

※市告示第 92 号の都市計画変更（平成 27 年 4 月 24 日付）において幅員の一部を 12m に変更したが、標準幅員については延長の長い整備済区間の幅員 16m としている。今回の都市計画変更においてもその考え方を踏襲し、標準幅員は 16m とする。